

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 生活困窮者自立支援制度に基づく自立支援総合相談業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく「生活困窮者自立相談支援業務」「生活困窮者家計改善支援業務」及び「生活困窮者就労準備支援業務」を一体的に実施し、包括的かつ継続的な支援を行うことにより、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を困窮状態から早期に脱却させ、一層の自立の促進を図ることを目的とする。 |
| 選定理由             | 1. プロポーザル年度 令和 6 年度（令和 7 年度開始）<br>（令和 7 年 3 月 18 日付 6 千保生支発第 1000 号）<br>2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 6 号<br>3. 継続年数 初年度<br>公募型プロポーザル方式により選定した下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 法人名：中高齢事業団やまて企業組合港支店<br>住所：東京都港区芝三丁目 6 番 12 号 KS 芝公園ビル 3 階   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日   |
| ※ 契約金額           | 30,162,000 円（消費税を含む）   |
| 契約期間             | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで  |
| 担当課              | 保健福祉部生活支援課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 全庁LANシステム用データセンター賃貸借   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、(その他)   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 平成28年度に行った全庁LANリプレースの作業の中で、耐用年数をむかえた機器の更新とともに、情報セキュリティの強化を図るべく、新たな機器を導入した専用サーバーを構築した。そのサーバーを24時間365日、監視・保守・運用し、全庁LANシステムを安全かつ適切に運用保守できる外部専用サーバーをハウジングするため、データセンターを賃借する。  |
| 選定理由             | 1 賃借開始 平成29年度<br>賃借するデータセンターのハウジング事業者は、全庁LANシステム・サーバーを設計・開発した事業者と密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者に、サーバーの変更・増設等のハウジングを履行させると、当該システムの運用及びセキュリティ上、著しく支障がある。このため、全庁LANシステムの保守運用事業者であるとともに、データセンター管理業者でもある下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部<br>住所：東京都港区西新橋三丁目22番8号  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 14,520,000 円 (消費税を含む)  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日～令和8年3月31日   |
| 担当課              | 政策経営部情報システム課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

303

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 千代田区ひきこもり支援業務   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品 <b>委託</b> 、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | ひきこもりが長期化することで、親も本人も高齢化し、高齢の親が子の生活を支える「8050問題」や、周囲に相談できず、孤立を深め、生活困窮に至る実態が社会の中で次第に顕在化してきた。これらのひきこもりに係る問題に対応するため、千代田区では、令和3年度より総合的なひきこもり受付窓口（直営）を開設した。令和7年度も引き続き、窓口で受け付けた相談への対応として、ひきこもり当事者及び家族に対する個別相談、居場所活動や社会参加支援等のひきこもり支援業務を事業者への委託により実施する。 |
| 選定理由             | 本事業の実施に当たっては、<br>1 信頼性や一定程度の実績のある「東京都若者社会参加応援事業」に登録されている事業者である<br>2 対象年齢を設けておらず、「義務教育課程終了後のすべての年齢の千代田区民」を対象とすることに対応が可能な事業者である<br>3 千代田区の近隣（中央区、港区、文京区、台東区、新宿区程度まで）で相談場所を確保できる事業者である<br>ことが求められる。<br>下記業者は、すべての要件を満たす唯一の事業者であるため、契約の相手方に指定する。  |
| 契約の相手方           | 法人名：公益社団法人 青少年健康センター茗荷谷クラブ<br>所在地：東京都文京区小日向4-5-8 三軒町ビル306   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日  |
| ※ 契約金額           | 12,367,300 円（消費税を含む）<br><del>※印を付</del> 契約のため、契約金額は支出限度額  |
| 委託期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日   |
| 担当課              | 保健福祉部福祉総務課  |
| 根拠規定             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 呼び出しシステム及び混雑状況 WEB 配信の運用保守業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・ <u>委託</u> 、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 総合窓口課で導入している呼び出しシステムの保守及び混雑 WEB 配信の運用保守について委託する。  |
| 選定理由             | 令和5年5月25日付契約番号第538号によりリース契約を結んだ呼び出しシステムは、下記業者が開発したもので、保守、部品の補充、取り替えを最も把握し速やかに行える業者である。本案件の配信サービスは上記システムに付随しているものであり、下記業者が開発したものである。本件保守業務を同一者以外に履行させると、既存のシステム・機器類の運用に著しく支障が生じるおそれがあるため、他の事業者では同水準の業務を行うことは難しい。<br>よって、下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 株式会社明光商会<br>住所 東京都中央区八丁堀 4-6-1   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日  |
| ※ 契約金額           | 695,024 円 (消費税を含む)  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで   |
| 担当課              | 地域振興部総合窓口課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

398

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 介護保険指定事業者等管理システムクラウド版の保守管理等業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品、 <u>委託</u> 、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 千代田区が実施する介護サービス事業所の指定・事業所情報管理及び指定事業所への指導監督業務を支援するためのシステムの利用契約及びシステム保守管理等   |
| 選定理由             | 下記事業者は、介護保険制度開始当初から事業所管理システムを運用しており、東京都においても当該事業者のシステムを使用している。また、平成30年度より東京都と区市町村の共同利用型クラウドサービスを開始しており、運用コスト、指定事業所管理の利便性からも、本業務の相手方として相応しい。<br>以上の理由から、下記事業者を指定する。 |
| 契約の相手方           | 法人名：株式会社 佐賀電算センター<br>所在地：佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木 1427 番地 7   |
| ※契約年月日           | 令和 7 年 4 月 / 日   |
| ※契約金額            | 524,040 円(消費税を含む)  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで  |
| 担当課              | 保健福祉部高齢介護課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

299

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 庁有車の再リース賃借   |
| 種類               | <b>工 事</b> ：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br><b>物 品</b> ：物品・委託、 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">その他</span>  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) | /  |
| 概要               | 区全体の業務及び災害時緊急対応車両を確保するため再リースする。  |
| 選定理由             | <p>当該車両については令和2年度、賃借先を競争入札により下記業者に決定し、令和2年4月1日から長期継続契約により賃借していた。契約が満了となる令和7年からは電気自動車の導入について検討したが、当該車両同等の電気自動車についての製造について見通しが立たないことが確認されたため、当該車両が極めて稼働良好な状態であったこともあり再リースすることが最善の方法と結論付けられ、下記事業者と引き続き再リース契約を結ぶこととした。今年度（契約期間は令和7年4月1日～令和9年3月31日）においても、下記事業者を引き続き契約の相手方とする。</p> |
| 契約の相手方           | 名称 日本カーソリューションズ株式会社<br>住所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日まで   |
| ※ 契約金額           | 902,880 円（消費税を含む）  |
| 契約期間             | 令和7年 4月 1日から令和9年 3月31日   |
| 担当課              | 政策経営部施設経営課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

281

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 千代田区成年後見制度利用促進事業実施業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 区における成年後見制度の利用を促進するにあたり、国の「成年後見制度利用促進基本計画」等に基づき、利用促進事業を中心となって実施する中核機関を設置する。   |
| 選定理由             | <p>下記事業者は、平成19年に「ちよだ成年後見センター」を開設し、区における成年後見制度の推進機関として、区と連携して成年後見制度の利用促進に関する事業を行っている。その事業には、国が「成年後見制度利用促進基本計画」で示している中核機関が担うべき機能に関する業務が含まれる。</p> <p>中核機関として実施する利用促進事業は、すでに下記事業者が実施している事業と関連して行うものであり、総合的に本事業を行えるのは、下記事業者に限られる。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方           | <p>名称 社会福祉法人千代田区社会福祉協議会</p> <p>住所 東京都千代田区九段南一丁目6番10号</p>  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日  |
| ※ 契約金額           | 10,400,724円 (消費税を含む)  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで   |
| 担当課              | 保健福祉部福祉総務課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 三崎町中継所污水处理施設保守点検業務   |
| 種類               | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 三崎町中継所の污水处理施設（スクリーン・反応槽・汚泥貯槽・汚泥脱水機・薬液タンク・攪拌機・ブロワ・制御盤・汚水槽・中間受水槽・浮上分離装置）の保守点検業務。   |
| 選定理由             | <p>1. 当該污水处理施設は、下記事業者が設計・施工した設備である。</p> <p>2. 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、本施設の運転にあたっては、付近住民への健康被害や生活環境に係る被害が生じることがないように、排水の性状に適した管理が必要であり、污水处理施設の構造・各装置の操作方法、全般の業務について熟知している必要がある。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方           | <p>名 称 株式会社エス・エル東京支店</p> <p>住 所 東京都中央区日本橋馬喰町2丁目1番1号</p>  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 4,235,000 円 (消費税を含む)   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで  |
| 担当課              | 環境まちづくり部 千代田清掃事務所  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 会議室予約管理システムの利用  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、 <u>その他</u>  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 会議室予約管理システムを利用する。   |
| 選定理由             | ① 導入時期 令和6年1月23日<br>② 継続年数 2年<br>本システムは、下記事業者が令和5年度に指名競争入札で落札し、システム導入を行った。現行システムの利用にあたっては、既設の機器、システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、障害発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行が達成できない。<br>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 株式会社内田洋行<br>住所 東京都江東区東陽2-3-25 往生興和東陽町ビル  |
| ※ 契約年月日          | 令和7年4月1日  |
| ※ 契約金額           | 726,000 円 (消費税を含む)  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで  |
| 担当課              | 政策経営部デジタル政策課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号   |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 高齢者食事支援サービス業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 千代田区在住の満65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方に食事の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。   |
| 選定理由             | 本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。<br>1 配食数が少なくても、区内全域へ配送できること。<br>2 利用者が高齢者であることから、食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。<br>3 食事の提供を行い、利用者との信頼関係も構築できること。<br>4 配達時に、高齢者の状況確認等について配慮できること。<br>これら一つ一つの条件について近隣区域ですべてを満たすものが限定される。<br>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 株式会社 シニアライフクリエイト<br>住所 東京都港区三田三丁目12番14号<br>ニッテン三田ビル6階   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日   |
| ※ 契約金額           | 4,742,400 円 (消費税を含む)<br>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで  |
| 担当課              | 保健福祉部在宅支援課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 千代田区男女共同参画センター業務   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品 <u>委託</u> その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 千代田区ジェンダー平等推進行動計画に基づき、相談機能、学習機能、情報機能、支援機能、交流機能をもつ千代田区男女共同参画センターを運営する。  |
| 選定理由             | 1 プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始）<br>（令和5年1月24日4千地国男発第177号）<br>2 該当<br>千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号<br>3 継続年数 3年<br>4 評価<br>業務成績良好<br>以上の理由から、引き続き令和7年度においても下記の業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 株式会社生活構造研究所<br>住所 東京都千代田区麴町二丁目5番地4  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 78,135,296 円（消費税を含む）<br><del>※総単価</del> 契約のため、契約金額は支出限度額   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで  |
| 担当課              | 地域振興部国際平和・男女平等人権課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 客引き行為等防止パトロール業務  |
| 種類               | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・委託、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 「千代田区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」<br>(平成 26 年千代田区条例第 7 号。)に基づき、区民生活の安全安心を<br>確保するため、区の指定する地域を巡回・駐留警戒し、客引き行為等<br>をする者に対する指導及び来街者等への啓発活動を継続的に行うこ<br>とで、安全で快適な都市千代田区の実現を図る。併せて、路上喫煙や<br>ゴミのポイ捨て等への指導を行い、地域の生活環境の向上を図る。 |
| 選定理由             | 1 プロポーザル年度：令和 5 年度<br>(令和 6 年 2 月 7 日付 5 千地安生発第 217 号 令和 6 年度開始)<br>2 該当：千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第 8 条第 6 項<br>3 継続年数：2 年目<br>4 評価：業務成績良好<br>継続 2 年目であり、業務成績良好なため、引き続き令和 7 年度にお<br>いても、下記業者を契約の相手方に指定する。             |
| 契約の相手方           | 名 称 シンテイ警備株式会社<br>住 所 東京都中央区新富一丁目 8 番 8 号  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 116,641,910 円 (消費税を含む)<br><del>※総額</del> 契約のため、契約金額は支出限度額  |
| 契約期間             | 令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日  |
| 担 当 課            | 地域振興部 安全生活課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 安全・安心パトロール業務   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 区民が安全で安心して暮らせるまちづくりのため、犯罪等を未然に防止し、併せて生活環境を改善することを目的に、区内の巡回パトロールを契約期間内の毎日24時間実施   |
| 選定理由             | 1. プロポーザル年度：令和5年度<br>(令和6年3月5日付5千地安生発第236号 令和6年度開始)<br>2. 該当：千代田区プロポーザル方式業者選定要綱第8条第6号<br>3. 継続年数：2年目<br>4. 評価：良好な成績のため<br>プロポーザル方式によって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 シンテイ警備株式会社<br>住所 東京都中央区新富一丁目8番8号  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日   |
| ※ 契約金額           | 181,548,950 円 (消費税を含む)   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日  |
| 担当課              | 地域振興部安全生活課   |
| 根拠規定             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 蛍光管・乾電池の処理業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品、委託、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 区が回収した蛍光管、乾電池の資源化処理をする。   |
| 選定理由             | <p>下記業者は、昭和61年2月6日付け環衛22号「使用済乾電池の広域回収・処理計画」により、厚生省（現・厚生労働省）から乾電池の処理につき指定された唯一の広域回収・処理拠点である。蛍光管の処理についてもその後、当該拠点の対象に追加された。</p> <p>以上の理由により、本件は現在のところ下記事業者のみが請け負える体制のため、契約の相手方として指定する。</p> |
| 契約の相手方           | <p>名称 野村興産株式会社</p> <p>住所 東京都中央区日本橋堀留橋2-1-3</p>  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日  |
| ※ 契約金額           | 5,979,600 円（消費税を含む）<br><del>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額</del>   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日～令和8年3月31日  |
| 担当課              | 環境まちづくり部 千代田清掃事務所   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | Azure prepayment の調達   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、 <u>その他</u>   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | Microsoft の Teams 上で、生成 AI を利用するため、その利用料となる Azure prepayment を調達する。  |
| 選定理由             | Azure prepayment については、Microsoft365 の包括ライセンスに含まれ、その販売は Licensing Solution Partner (LSP) のみが可能である。LSP は複数社存在するが、ライセンスの一元管理のためには、現在の商流と同じ事業者から提供を受けることが求められる。<br>下記事業者は令和 4 年度に実施した全庁 LAN リプレースにおいて、業務用に導入されている Microsoft 365 ライセンスの商流の調達元の事業者であり、現在まで引き続き本区に当該サービスを提供している。現行サービスにより安定的に事務の効率化を実現していることから、下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 株式会社大塚商会<br>所在地 東京都千代田区飯田橋 2-18-4   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日   |
| ※ 契約金額           | 1,979,076 円 (消費税を含む)   |
| 契約期間             | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで  |
| 担当課              | 政策経営部デジタル政策課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 生ごみリサイクル処理業務（保育園・こども園・幼稚園・学校）   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・ <u>委託</u> 、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 保育園、こども園、幼稚園および学校の給食で発生する生ごみを飼料としてリサイクルする。  |
| 選定理由             | 1. 「食品循環資源の再利用等の促進に関する基本方針」（令和元年 7 月 12 日付 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）の中で、再利用の順位を①飼料化、②肥料化、③菌床、④メタン化等による再利用としている。<br>2. 下記事業者は、23 区内で生ごみを飼料として安定的に再生利用することができる唯一の事業者であり、登録再生利用事業者証の交付を受けている。<br>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 株式会社アルフォ<br>住所 東京都港区赤坂 2-5-4 赤坂室町ビル  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日  |
| ※ 契約金額           | 4,017,362<br>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）  |
| 契約期間             | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日   |
| 担当課              | 子ども部学務課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

407

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 幼稚園・保育園・こども園給食用菓子の購入  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：(物品)・委託、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 幼稚園・保育園・こども園の乳幼児の延長保育用菓子を購入する。  |
| 選定理由             | 乳幼児が喫食する菓子は、献立に応じて多様な種類が必要で、かつアレルギーの対応や安全の担保が求められている。商品の栄養成分一覧表にはアレルギー表示（原材料以外で製造工場内にあるアレルギー物質コンタミネーション含む）、使用原材料の製造所所在地（産地）表示、原材料配合率表示、製造工程、遺伝子組み換え表示等の情報が記載されていることが必須である。<br>下記業者は区内全園への納品が可能で、上記条件を満たす唯一の業者であるため、契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 株式会社 パワーキッズ<br>住所 東京都江戸川区西一之江4-8-22  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日  |
| ※ 契約金額           | 178,2820 円（消費税を含む）<br>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで   |
| 担当課              | 子ども部学務課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

231

|         |   |
|---------|---|
| 件名      | 千代田清掃事務所清掃車整備業務   |
| 種類      | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品 <u>委託</u> 、その他  |
| 概要      | 千代田清掃事務所ですべて所有・賃借する直営清掃車両を維持管理するため、必要となる定期点検整備・法定点検整備・車検・緊急時対応等の業務を委託する。  |
| 選定理由    | <p>1. 本業務委託に必要な条件</p> <p>(1) 清掃車両は東京二十三区清掃協議会「作業用自動車の架装基準等を定める要綱」に基づき、「廃棄物を収集運搬する作業用自動車の架装基準等」が定められており、本内容について精通していること。</p> <p>(2) 車体と架装における点検整備を同時に行えること。</p> <p>(3) 全ての架装メーカーの点検整備ができ、架装の点検整備の信頼性を確保するため、各架装メーカーの指定サービス工場等に認定されていること。</p> <p>(4) 業務中に発生する車両故障や事故等の緊急時における体制が整っていると同時に、緊急性に対応できるため、都内に整備工場を有していること。</p> <p>2. 指定理由</p> <p>下記事業者は、二十三区自動車整備協力会会員であることから、二十三区の清掃車両整備技術情報を絶えず収集しており、「架装基準等」に精通している。</p> <p>また、区での使用が想定される車両にかかる全ての架装メーカー（3者）の指定サービス工場等に認定されているとともに、車体及び架装における点検整備が同時に行える。</p> <p>本契約の目的を達成するためには、上記の複数の条件を満たすことが必要であるが、全ての条件を満たす者は当該1者に特定される。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する</p> |
| 契約の相手方  | <p>名称 東輝自動車株式会社</p> <p>住所 東京都江戸川区篠崎町五丁目10番20号</p>   |
| ※ 契約年月日 | 令和 7 年 4 月 1 日  |
| ※ 契約金額  | 6,752,605 円（消費税を含む）   |
| 契約期間    | ※ 点検 契約のため、契約金額は支出限度額<br>令和7年4月1日から令和8年3月31日  |
| 担当課     | 環境まちづくり部千代田清掃事務所（飯田橋車庫）   |
| 根拠規程    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 実務研修「PCスキル (Excel・Word)」の実施業務   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・ <b>委託</b> その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 日常業務の効率化、効果的な業務の遂行に資するため、ワードやエクセル等のOAソフトの操作及び機能を習得し、業務遂行能力の向上を図る。   |
| 選定理由             | 行政サービスに対するニーズが多様化・複雑化する中で、職員が効率的に業務を行うためにはOAスキルの習得が必須となっている。本研修は、第一ブロック（千代田区、中央区、港区、新宿区）合同で実施しているが、申込みが募集定員を超過する状況が続き、受講できない職員が多数発生している。そこで、職員が希望どおり本研修を受講できるよう、区単独で実施するものである。<br>ついでには、第一ブロック合同研修を受講できない多数の職員のために実施する研修という位置づけから、本研修と同内容で実施する必要がある。そのため、本研修を実施している下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称：株式会社大塚商会<br>住所：東京都千代田区飯田橋2-18-4  |
| ※契約年月日           | 令和 年 月 日  |
| ※契約金額            | 1,009,580 円 (消費税を含む)<br>※ <del>契約</del> 契約のため、契約金額は支出限度額  |
| 契約期間             | 契約締結日の翌日から令和7年7月4日まで  |
| 担当課              | 政策経営部 人事課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 昌平幼稚園給食調理業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・ <u>委託</u> ・その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 昌平幼稚園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。   |
| 選定理由             | 1. プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始）<br>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号<br>3. 継続年数 4年<br>4. 評価 良好<br>5. 更新 令和6年8月9日「指名業者選定委員会」承認<br>業務成績良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 株式会社藤江<br>住所 東京都墨田区両国1-10-7   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 13,530,000 円（消費税を含む）   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで  |
| 担当課              | 子ども部学務課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 西神田保育園給食調理業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・ <u>委託</u> ・その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 西神田保育園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。   |
| 選定理由             | 1. プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始）<br>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号<br>3. 継続年数 5年<br>4. 評価 良好<br>5. 更新 令和5年9月15日「指名業者選定委員会」承認<br>業務成績良好なため、令和7年度においても引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 株式会社東京天竜<br>住所 東京都文京区本郷2-27-20   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日  |
| ※ 契約金額           | 23,271,600 円（消費税を含む）  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで   |
| 担当課              | 子ども部学務課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 番町小学校給食調理業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・ <u>委託</u> その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 番町小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。   |
| 選定理由             | 1. プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始）<br>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号<br>3. 継続年数 3年<br>引き続き令和7年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社<br>住所 東京都千代田区神田錦町3-20   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 30,175,046 円（消費税を含む）   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで  |
| 担当課              | 子ども部学務課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 昌平小学校給食調理業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・ <u>委託</u> その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 昌平小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する  |
| 選定理由             | 1. プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始）<br>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号<br>3. 継続年数 5年<br>4. 評価 良好な業務成績のため<br>5. 更新 令和5年8月17日「指名業者選定委員会」承認<br>業務成績は良好なため、引き続き令和7年度においても、下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社<br>住所 東京都千代田区神田錦町3-20   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 22,817,707 円（消費税を含む）   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで  |
| 担当課              | 子ども部学務課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 神田一橋中学校給食調理業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・ <u>委託</u> その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 神田一橋中学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する  |
| 選定理由             | 1. プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始）<br>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号<br>3. 継続年数 4年<br>4. 評価 良好<br>5. 更新 令和6年8月9日「指名業者選定委員会」承認<br>業務成績は良好なため、引き続き令和7年度においても<br>下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 株式会社 東洋食品<br>住所 東京都台東区東上野1-14-4   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 27,456,000 円（消費税を含む）   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで  |
| 担当課              | 子ども部学務課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 九段小学校給食調理業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・ <u>委託</u> その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 九段小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する  |
| 選定理由             | 1. プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始）<br>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号<br>3. 継続年数 4年<br>4. 評価 良好<br>5. 更新 令和6年8月9日「指名業者選定委員会」承認<br>業務成績は良好なため、引き続き令和7年度においても<br>下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 株式会社東洋食品<br>住所 東京都台東区東上野1-14-4  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 29,607,600 円（消費税を含む）   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで  |
| 担当課              | 子ども部学務課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 麴町中学校給食調理業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・ <u>委託</u> その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 麴町中学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する  |
| 選定理由             | 1. プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始）<br>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号<br>3. 継続年数 4年<br>4. 評価 良好<br>5. 更新 令和6年8月9日「指名業者選定委員会」承認<br>業務成績は良好なため、引き続き令和7年度においても<br>下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 株式会社 東洋食品<br>住所 東京都台東区東上野一丁目14番4号   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 31,812,000 円（消費税を含む）   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和7年3月31日まで  |
| 担当課              | 子ども部学務課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 印刷室管理運営業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・ <u>委託</u> 、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 印刷技能等を要する者を印刷室に配置し、区職員等からの依頼に基づき、各種印刷機器等を活用して印刷物を作成するとともに、当該印刷機器等を含む印刷室全般を適切に管理運営する。   |
| 選定理由             | 1 プロポーザル年度 令和6年度<br>(令和6年8月29日付6千政総務発第357号 令和6年度開始)<br>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号<br>3 継続年数 2年<br>4 評価 良好<br>業務成績良好のため、プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 リコージャパン株式会社<br>住所 東京都港区芝浦三丁目4番1号  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 11,220,000 円 (消費税を含む)  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日  |
| 担当課              | 政策経営部 総務課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

489

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 高齢者低栄養改善業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品 <u>委託</u> 、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | <p>高齢者の健康寿命延伸のために、管理栄養士が低栄養のリスクが高い高齢者の居宅を訪問し、栄養相談等の継続的な支援を通じて、低栄養状態の改善を図る。</p> <p>また、ポピュレーションアプローチ（普及啓発活動）として管理栄養士が高齢者に対し低栄養防止の講座を実施し、やせリスクの軽減を図る。</p>  |
| 選定理由             | <p>本事業の栄養指導の実施には、下記の条件を満たす必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 栄養指導の専門職である「管理栄養士」の資格を持つものが従事すること。</li> <li>2. 同時に複数の管理栄養士の派遣が必要になっても手配が可能なこと。</li> <li>3. 区内全域への派遣ができること。</li> </ol> <p>上記条件のほか本事業の訪問対象者は複数の疾病を抱えている高齢者が多数であることから、栄養に関する知見のみならず、保健福祉全般に対する高い知見を有している在宅訪問管理栄養士が所属する団体が相応しい。また訪問対象者に対し継続的に訪問するため、不測の事態にも対応できるほど、豊富に管理栄養士が所属している団体である必要があるが、そのような団体は限定される。</p> <p>以上の理由により、上記条件をすべて満たす下記の団体を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方           | <p>名称 公益社団法人東京都栄養士会</p> <p>住所 東京都新宿区四谷3丁目9番地 慶和ビル3階</p>   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日  |
| ※ 契約金額           | ※ <u>単価</u> 契約のため、契約金額は支出限度額 <u>2,142,906</u> 円（消費税を含む）   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日～令和8年3月31日  |
| 担当課              | 保健福祉部 保険年金課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 区立小中学校 ICT 学校教育システムのサポート・保守業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・ <b>委託</b> 、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 小学校・中学校における「ICT 教育システム・校務システム」をより効果的に活用していくために、現行のシステム全般を見直し、ICT 学校教育システムとして再構築する。それにより情報教育、教科指導における ICT 活用、校務の情報化をより一層推進する。   |
| 選定理由             | 1. プロポーザル年度<br>(令和3年3月17日付2千子指導発第999号、令和3年度開始)<br>2. 該当<br>千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条4号<br>3. 継続年数 5年<br>4. 評価 良好<br>継続5年目であり、令和6年度の業務成績は良好であるため令和7年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 法人名 株式会社 JMC 営業部<br>所在地 東京都港区浜松町 1-30-5  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 493,515,220<br>※ <del>単価</del> 契約のため、契約金額は支出限度額  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで  |
| 担当課              | 子ども部指導課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

168

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 環境衛生システム保守業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 千代田保健所における環境衛生システムが正常に利用できるように運用保守業務を行う。  |
| 選定理由             | 1. プロポーザル年度 令和2年度<br>(令和2年9月3日付2千保生衛発第326号 令和2年度構築、令和3年度運用開始)<br>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号<br>3. 継続年数 5年<br>4. 評価 良好な業務成績のため<br>5. 更新 業務成績は良好なため、引き続き令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 日本コンピューター株式会社 東京営業所<br>住所 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-42-5<br>太陽生命大宮ビル5F   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日  |
| ※ 契約金額           | 1,601,424 円 (消費税を含む)  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日   |
| 担当課              | 保健福祉部生活衛生課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

310

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（4月分）  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）   |
| 工事場所<br>（工事案件のみ） |   |
| 概要               | 区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。   |
| 選定理由             | <p>(1) 資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。</p> <p>(2) 清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方           | <p>名称 千代田区リサイクル事業協同組合</p> <p>住所 東京都千代田区飯田橋2-12-1</p>  |
| ※契約年月日           | 令和7年4月1日  |
| ※契約金額            | 272,350 円（消費税を含む）※収入予定額（単価契約）   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日～令和7年4月30日  |
| 担当課              | 千代田清掃事務所  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 牛乳空き紙パック収集運搬業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品 <u>委託</u> 、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 学校給食における牛乳の空き紙パックを各学校から収集運搬する。  |
| 選定理由             | 下記業者は、区内業者を中心としたリサイクル業者の団体で、清掃事業が東京都から千代田区に移管された年の平成12年3月27日付で、ごみ減量・リサイクル事業推進についての「協定書」を取り交わしている。<br>学校給食から出る牛乳空き紙パックを各学校から資源として回収し、古紙事業者に運び込んでリサイクルするため、業者の団体と契約を締結することにより、回収及び資源化を効率的に行うことができる。<br>以上の理由により、下記の者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 千代田区リサイクル事業協同組合<br>住所 東京都千代田区飯田橋2-12-1   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日  |
| ※ 契約金額           | 4,084,080 円 (消費税を含む)<br>※ <del>単価</del> 契約のため、契約金額は支出限度額  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで   |
| 担当課              | 子ども部学務課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 地方連携による再生可能エネルギー供給等普及推進業務  |
| 種類               | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・委託、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 再生可能エネルギーの普及のため、競り下げ入札での割安な再生可能エネルギーの供給及び、契約者の電気利用による地方への裨益を実現する再生可能エネルギー供給の仕組み「Eサイクルちよだ」の拡大を目指し、区外からの再生可能エネルギーの供給手法及び条件、課題の整理を行い、各地方自治体との連携可能性、再生可能エネルギー電源確保に向けた検討調査を行う。  |
| 選定理由             | <p>「2050 ゼロカーボンちよだ」実現に向けて再生可能エネルギー供給構築を推進し、Eサイクルちよだの枠組みで電力切替が可能となった。千代田区地球温暖化対策第5次実行計画の基本方針2に示す、地方との連携による新規再エネ電力の導入推進を実現し、将来的な、再生可能エネルギーの拡大需要に対応するためには、各地方自治体との連携を拡大し、互恵的な取組みを行いながら、再生可能エネルギーの電源供給元を確保する必要がある。</p> <p>本業務の目的は、Eサイクルちよだに賛同する発電事業者の確保と発電所所在地の地方自治体との連携を模索、検討調査し、Eサイクルちよだの拡大、自律運営体制を築くことであることから、検討結果を勘案し E サイクルちよだの枠組みへの参加可否を事業として判断する必要がある。これはEサイクルちよだの枠組みを発案し、運営を行う事業者以外では行うことができない。</p> <p>以上の理由から、下記事業者を選定する。</p> |
| 契約の相手方           | <p>名 称 株式会社まち未来製作所</p> <p>住 所 神奈川県横浜市中区海岸通 4-17 東信ビル 6F</p>  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 8,635,000 円 (消費税を含む)   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで  |
| 担当課              | 環境まちづくり部環境政策課  |

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
|------|-----------------------|

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 都営四番町第2アパート高齢者住宅ほか2住宅生活協力員業務   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 高齢者住宅の入居者が、在宅で自立した生活を送り、地域社会で孤立せずに生活を営めるよう支援を行う。   |
| 選定理由             | 下記業者は、ジロール麴町及びジロール神田佐久間町の運営法人であり、小規模特別養護老人ホームやグループホームを運営している。<br>本業務の対象となる3高齢者住宅（都営四番町第2アパート、区営富士見、区営神保町）は、それぞれジロール麴町やジロール神田佐久間町からの支援を受けやすい立地にある。そのため、同一法人に委託することにより夜間・緊急時の対応や他の高齢者サービスとの連携など、より迅速で細やかな対応が可能となる。<br>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 社会福祉法人 新生寿会<br>住所 岡山県井原市木之子町 2416 番地 1  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日   |
| ※ 契約金額           | 14,264,360<br>総価(実費分含む)契約のため、契約金額は支出限度額。田(消費税を含む)  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで  |
| 担当課              | 環境まちづくり部 住宅課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

1094

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 区議会タブレット端末の賃貸借（再リース）   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">その他</span>  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) | /  |
| 概要               | 区議会議員に貸与するタブレット端末を確保するため再リースする。  |
| 選定理由             | 当該タブレット端末については、令和 3 年度に貸借先を指名競争入札により下記業者に決定し、令和 4 年 2 月 18 日から長期継続契約により賃借していた。現状の端末の使用が議員に定着していることや、端末の状態が非常に良好であることから、再リースすることが最善の方法であるため、今年度以降（契約期間は令和 7 年 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで）においても、下記事業者を引き続き契約の相手方とする。 |
| 契約の相手方           | 名称 ソフトバンク株式会社<br>住所 東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 1 月 10 日  |
| ※ 契約金額           | 4,272,840 円（消費税を含む）  |
| 契約期間             | 令和 7 年 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日  |
| 担当課              | 区議会事務局   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

476

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | IP無線機の賃貸借（リース延長3年目）   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、 <u>その他</u>  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 災害発生時に総括班、機動班が情報連絡用として使用するIP無線機の賃貸借契約   |
| 選定理由             | 1. 導入 平成30年4月1日から平成35年（令和5年）3月31日までの長期継続契約を行い、令和4年度末に契約が満了となったため、令和5・6年度は再リースを行った。<br>2. 現在使用している機器は5年リースを条件として平成30年に導入したものであるが、令和7年度も使用に耐えられることが見込まれており、再リース契約（リース延長3年目）を締結する。<br>3. 再リース契約では動産総合保険は付与されないこととなるが、リース金額は当初額の約7割となるため、費用対効果の観点において妥当であり、経費節減が確保でき、有利と認められる。<br><br>上記の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 みずほ東芝リース株式会社<br>住所 東京都港区虎ノ門1-2-6   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7年4月1日   |
| ※ 契約金額           | 771,408 円（消費税を含む）   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで   |
| 担当課              | 政策経営部 災害対策・危機管理課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

395

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 認知機能維持向上教室（脳トレ教室）業務   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 認知機能の維持向上を図り、認知症の発症遅延又は進行を予防すると共に、社会参加や仲間づくりの機会とすることを目的として、認知症に対する正しい理解のための講話・認知症予防に特化したプログラム（シナプソロジー）・非日常的活動（音楽やワークショップ等）及び認知症予防に資する活動紹介等を実施する。                          |
| 選定理由             | 下記事業者は、認知症予防に特化したプログラムであるシナプソロジーの開発者である。当プログラムは、認知機能が向上したという検証エビデンスも経て、適切な効果が望まれると立証されている。<br>シナプソロジーの理解度、実践経験を総合的に兼ね備えている事業者は、下記事業者に限られる。<br>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 株式会社ルネサンス<br>住所 東京都墨田区両国 2-10-14 両国シティコア 3F  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日  |
| ※ 契約金額           | 1,445,750 円（消費税を含む）   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで   |
| 担当課              | 保健福祉部 在宅支援課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 千代田区議会ペーパーレス会議システム運用・管理業務   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 紙媒体を電子文書化し、クラウドサービスを利用したペーパーレス会議システムの運用、管理および操作研修会を行う。  |
| 選定理由             | <p>導入 令和2年度 課契約による随意契約</p> <p>令和元年5月の改選後に各会派に調査した「条件整備等検討会での検討項目」で、多数の議員からペーパーレス化を推進すべきと意見があった。その後、令和元年7月から令和2年9月にかけて、条件整備等検討会のクラウドを使用したペーパーレス化の推進の検討を踏まえ、下記事業者の開発したシステムの採用を決定した。</p> <p>本業務は、情報処理システム等の維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む）で、既設の情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。</p> <p>上記理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方           | <p>名称 東京インタープレイ株式会社</p> <p>住所 東京都中央区京橋1-13-1</p>  |
| ※ 契約年月日          | 令和7年4月1日  |
| ※ 契約金額           | 990,000円  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日   |
| 担当課              | 区議会事務局  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号   |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 女性会議企画・運営支援業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 女性をはじめとした多様な人々が地域で活躍できる気運をつくるために、地域と関わることに興味はありながらも活動に至っていない若年層をターゲットとして、地域でやりたいことを企画して活動する環境を整備する事業を実施する。<br>本事業の実施にあたり、企画から講座運営、参加者のサポート等を円滑に遂行するための業務を委託する。       |
| 選定理由             | 1 プロポーザル年度 令和6年度（令和6年度開始）<br>（令和6年10月21日6千地国男発第295号）<br>2 該当<br>千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号<br>3 継続年数 1年<br>4 評価<br>業務成績良好<br>以上の理由から引き続き令和7年度においても下記の業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 株式会社シーズプレイス<br>住所 東京都立川市錦町1-4-4 サニービル2階   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 3,510,100 円（消費税を含む）<br><del>※ 総額</del> 契約のため、契約金額は支出限度額  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和7年11月30日   |
| 担当課              | 地域振興部国際平和・男女平等人権課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | マイクロソフトエンタープライズサービス業務   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 千代田区が使用しているコンピューター(サーバー及びパーソナルコンピューター)で利用するマイクロソフト社製品及びサービスについて、正常な動作を維持するために必要な技術支援を行うことを目的とする。  |
| 選定理由             | 本委託の履行内容は、マイクロソフト社の製品(Windows OSやServerソフトウェア)に関する技術支援を委託するものであって、当該製品に関する構造全般に関する知識と技術を要するため、当該製品の製造会社である下記事業者以外では履行できない。<br>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称：日本マイクロソフト株式会社<br>所在地：東京都港区港南2-16-3<br>品川グランドセントラルタワー   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日  |
| ※ 契約金額           | 14,850,000 円 (消費税を含む)   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日～令和8年3月31日  |
| 担当課              | 政策経営部情報システム課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

386.

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 議員控室レイアウト再編検討補助業務  |
| 種類               | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">委託</span> 、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 区議会において行われる議員控室レイアウト再編検討の業務を補助する。  |
| 選定理由             | <p>プロポーザル方式によって選定された下記の事業者を契約の相手方に指定する。</p> <p>1 プロポーザル年度<br/>令和6年度（令和7年3月19日6千区議会発第676号）<br/>※ 令和7年度契約</p> <p>2 該当<br/>千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号</p> <p>3 継続年数<br/>初年度/(プロポーザル方式によって選定された下記の事業者を契約の相手方に指定する)</p> |
| 契約の相手方           | <p>名称 明豊ファシリティワークス株式会社</p> <p>住所 東京都千代田区平河町三丁目7番9号</p>   |
| ※契約年月日           | 令和 7 年 4 月 / 日   |
| ※契約金額            | 11,990,000 円（消費税を含む）   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日 から 令和7年9月30日 まで   |
| 担当課              | 区議会事務局   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

402

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 千代田区重症心身障害児等在宅レスパイト事業業務   |
| 種類               | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 在宅で生活をする 18 歳未満の重症心身障害や医療的ケアを必要とする児童等、障害を持つ児童の居宅に看護師又は准看護師等を派遣し、介護者である家族等が行っている医療的ケア及び療養上の世話・見守りを行うことで、家族等の介護負担の軽減を図ることで児童と家族等の福祉の向上に資する。   |
| 選 定 理 由          | 本事業の対象には、重度・重症心身障害や医療的ケアを必要とする重い障害を持つ児童が含まれるため、個々の児童の状況・状態にあわせた丁寧かつ正確な看護・医療的ケアを必要とする。児童の在宅生活における安全と健康の保持を図るとともに、児童の日常的な介護を行う家族等が安心して当事業のサービスを受けるため、これまで利用してきた訪問看護サービス等の事業者及び看護師等による介護・見守りが必要となる。<br>下記事業者は、利用申請者が日頃から利用し信頼関係が築かれている訪問看護サービス等の事業者である。<br>以上の理由から、下記の業者を指定する。 |
| 契約の相手方           | 名 称 株式会社 Medi Blanca<br>住 所 〒101-0051<br>東京都千代田区神田神保町1-10-3-4F  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日  |
| ※ 契約金額           | ※ 単価 6,000,000 円 (消費税を含む)<br>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日   |
| 担 当 課            | 子ども部 児童・家庭支援センター  |
| 根 拠 規 程          | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号   |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

337

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 公園等清掃作業及び広場等管理業務（第704号）  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・ <span style="border: 1px solid black;">委託</span> 、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 公園・児童遊園等をより快適に利用できるように清掃の充実に図るとともに小川広場等の管理業務を行う。   |
| 選定理由             | <p>本件は、公園・児童遊園等の清掃並びに小川広場等の管理業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「法」という。)の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方           | <p>社名：公益社団法人 千代田区シルバー人材センター</p> <p>住所：千代田区九段南一丁目6番10号</p>  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日   |
| ※ 契約金額           | <p style="text-align: center;">34,459,233</p> <p>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)</p>  |
| 契約期間             | 令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月31日 まで  |
| 担当課              | 環境まちづくり部 道路公園課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 外濠公園総合グラウンド管理受付等業務   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・ <u>委託</u> 、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 外濠公園総合グラウンド管理受付等業務   |
| 選定理由             | <p>本件は、外濠公園総合グラウンド内における利用受付・施設の清掃・管理運営等業務を行うものである。本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方           | <p>名称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター</p> <p>住所 東京都千代田区九段南 1-6-10</p>  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日   |
| ※ 契約金額           | 14,717,185 円（消費税を含む）<br>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額  |
| 契約期間             | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日  |
| 担当課              | 地域振興部 生涯学習・スポーツ課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

363

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | ガスコージェネレーション保守点検業務（九段小他2施設）   |
| 種類               | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・委託、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 九段小学校、神田一橋中学校、麴町保育園に設置されたガスコージェネレーション（ジェネライト）保守点検業務   |
| 選定理由             | 1.各施設の機器、設備は、下記事業者が設置したものである。<br>2.本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、ガス機器の安全性確保のため、取扱いにあたっては特に専門的な技術を要する。<br>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する |
| 契約の相手方           | 名 称 東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社<br>住 所 東京都港区海岸一丁目2番3号  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日  |
| ※ 契約金額           | 794,168 円（消費税を含む）   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで   |
| 担当課              | 子ども部 子ども施設課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

283

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 公共料金一括支払に係る口座振替事務業務   |
| 種類               | 委託  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 公共料金一括支払に係る口座振替事務を委託する。   |
| 選定理由             | <p>公共料金を一括して支払うことを目的に、令和3年度から口座振替払を導入した。その内容は、指定金融機関であるみずほ銀行に会計管理者の口座を開設し、全庁の公共料金に係る資金を公共料金支払基金から入金し、各企業に口座振替（自動引落し）により支払うものである。</p> <p>会計管理者の口座から口座振替を行うにあたっては、公共料金の支払情報の管理のために、公共料金のお客様番号ごとに口座振替指定口座番号を付番する必要がある。その業務を行えるのは、指定金融機関であり、令和3年度に口座を開設した下記業者に限られる。</p> <p>以上の理由により、以下の事業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方           | <p>法人名 株式会社みずほ銀行 社会産業基盤第一部</p> <p>住所 東京都千代田区丸の内1丁目3番3号</p>  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日  |
| ※ 契約金額           | 1,848,000 円 (消費税を含む)<br>※総毎年度契約のため、契約金額は支出限度額   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日～令和8年3月31日  |
| 担当課              | 会計室   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

399

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 財務書類作成支援・分析及び公会計業務支援システム保守等業務   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他<br>物品：物品・委託、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 区が所有する公会計業務支援システム等を使用して作成する財務書類（一般会計等、全体、連結）の仕訳、数値などの確認と業務遂行に必要な資料作成及び助言を行うとともに、区が運用している公会計業務支援システムの保守等の必要な業務を行う。<br>加えて、総合行政システムがインターネットセグメントへ移行したことに伴い、公会計システムを現行の LGWAN セグメントから削除しインターネット環境に再構築したうえで、データ移行を実施する。 |
| 選定理由             | 本業務の履行に当たっては、令和3年度に導入・実施した公会計業務支援システム及び標準ソフトウェアデータ移行業務と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、システム故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。<br>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。  |
| 契約の相手方           | 名称 株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティング<br>住所 東京都品川区上大崎3-1-1<br>目黒セントラルスクエア 15階  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日  |
| ※ 契約金額           | 4,186,600 円 (消費税を含む)  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで   |
| 担当課              | 政策経営部財政課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

340

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 保護者向け連絡配信システム運用業務   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 千代田区教育委員会及び千代田区立学校園・児童福祉施設等と保護者等との連絡手段の一つとして活用するために構築したシステムについて、運用及び保守等を行う。   |
| 選定理由             | 連絡配信システムは、従来のシステム運用事業者によるメールテキスト配信業務終了を受け、令和2年度に①教員の働き方改革を踏まえ、保護者からの欠席・遅刻連絡機能があることや電子ファイルが添付可能なこと、②保護者の連絡手段の多様化を踏まえ、アプリによる配信が可能なこと、③従来のシステム運用時と同様の個人情報収集内容であることから、下記事業者のシステムを採用し、令和3年度から運用を行っている。<br>同事業者の運用システムについては、導入後に問題なく運用できている。また、毎年度の事業者変更は保護者をはじめ学校園・児童福祉施設職員の負担を招くことが想定される。<br>以上の理由から、下記の事業者を契約相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 バイザー株式会社<br>住所 愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19<br>住友生命名古屋ビル5階   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日  |
| ※ 契約金額           | 1,442,100 円 (消費税を含む)  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで   |
| 担当課              | 子ども部子ども総務課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

248

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 千代田会館 10 階研修室清掃業務   |
| 種類               | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品 <b>委託</b> その他（ ）  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 研修室として活用している千代田会館 10 階千代田区専有部の執務環境維持のため、清掃業務を実施する。  |
| 選定理由             | 千代田会館は、(株)千代田会館ビルディング(以下「会館」という。)との共同建築ビルであり、その全般的な管理は建物管理規約に基づき、会館が統合して行っており、管理協定により会館が清掃業者を指定している。複合施設の共有部分の清掃業務(第三者発注)等の受託者に専用部分の業務を委託するものである。<br>以上のことから、会館が指定する下記業者を契約の相手方として指名する。 |
| 契約の相手方           | 名 称 東京コニックス株式会社<br>住 所 千代田区九段南一丁目 6 番 17 号  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日  |
| ※ 契約金額           | <del>※総価単価</del> 2,039,730 円 (消費税を含む)<br><b>契約のため、契約金額は支出限度額</b>  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで   |
| 担当課              | 政策経営部 施設経営課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

364

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 障害者よろず相談業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・ <del>委託</del> その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 本事業は、障害等のある方並びにその家族及び関係者の日常生活に係る様々な不安や悩みに関する相談に応じ、サービス利用に関して適切な情報提供や調整等、専門的な見地から総合的に支援を行うものである。   |
| 選定理由             | 1. プロポーザル年度 令和5年度、<br>令和5年11月14日付5千保障福発第316号にて、下記事業者を令和6年度からの受託事業者を選定。<br>2. 該当<br>千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号<br>3. 継続年度<br>2年度（令和6年度より受託）<br>4. 評価<br>初年度業務実績は良好なため、引き続き令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 社会福祉法人ひらイルミナル<br>住所 東京都江戸川区船堀1-4-10<br>第二乙女屋マンション702   |
| ※ 契約年月日          | 令和7年4月1日  |
| ※ 契約金額           | ¥65,481,000 円（消費税を含む）   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで   |
| 担当課              | 保健福祉部障害者福祉課総合相談担当   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

403

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | ガスコージェネレーション保守点検業務（麴町中学校・お茶の水小学校）  |
| 種類               | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">委託</span> 、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 麴町中学校及びお茶の水小学校に設置されたガスコージェネレーション（ジェネライト）保守点検業務   |
| 選定理由             | <p>1. 麴町中学校及びお茶の水小学校の機器、設備は、下記事業者が製造したものである。</p> <p>2. 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、ガス機器の安全性確保のため、取扱いにあたっては特に専門的な技術を要する。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方           | <p>名 称 ヤンマーエネルギーシステム株式会社 東京支社</p> <p>住 所 東京都中央区八重洲2-1-1</p> <p style="text-align: center;">YANMAR TOKYO 13階</p>  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日   |
| ※ 契約金額           | 1,004,080 円（消費税を含む）  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで  |
| 担当課              | 子ども部 子ども施設課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

294

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 千代田区戸籍証明書コンビニ交付システム保守業務   |
| 種類               | 物品：委託   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 千代田区本籍人がマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で戸籍証明書を取得できるよう、戸籍システムの保守を行う。  |
| 選定理由             | <p>現行の戸籍システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成10年8月7日付千地戸発第176号）。戸籍システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。</p> <p>また、本件システムも下記業者が構築している。本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方           | <p>名称 株式会社日立システムズ</p> <p>住所 東京都品川区大崎1-2-1</p>   |
| ※ 契約年月日          | 令和7年4月1日  |
| ※ 契約金額           | 4,494,600 円（消費税を含む）   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和7年12月31日まで  |
| 担当課              | 地域振興部総合窓口課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

383

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 風力・太陽光発電設備定期点検保守業務（第 810 号）   |
| 種類               | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・委託、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概 要              | 外濠公園総合グラウンド内に設置されている、風力・太陽光発電設備を良好に維持するために点検を行う。  |
| 選 定 理 由          | 1. 設置 平成 21 年度<br>2. 本設備は、下記業者 2 社が製造・設置したものである。<br>① 風力・太陽光発電設備 2kw・・・エネルギープロダクト(株)<br>② 風力・太陽光発電設備 200w・・・シグナス（現(株)WIND-SMILE)<br>3. 設備の維持管理業務については、製造・設置業者以外では責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明、故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。<br>4. (株)WIND-SMILE が、事業撤退により保守を継続することが出来なくなった。2kw 機の製造メーカーの下記業者は、設備内容が同様の 200 w 機の保守も可能であることから、同一契約とすることで経費の削減を図ることが可能である。<br>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 社 名： エネルギープロダクト株式会社<br>住 所： 千代田区飯田橋 1 丁目 3-2 曙杉館 8F   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日  |
| ※ 契約金額           | 1,344,200 円（消費税を含む）   |
| 契約期間             | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで   |
| 担 当 課            | 環境まちづくり部 道路公園課  |
| 根 拠 規 程          | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

338

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 千代田区子育てコーディネーター事業業務   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・ <u>委託</u> 、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 身近に子育てについて気軽に相談する相手がない保護者が、子育てに一人で悩む「孤育て」に陥らないよう、子育ての知識や経験を有した子育てコーディネーターが、悩みを抱える保護者に寄り添う形で相談に応じるなどの業務を行う。  |
| 選定理由             | 本業務を履行するためには、以下の条件を満たす必要がある。<br>①千代田区の保育環境を熟知し、子育ての相談に応じられる知識経験を有する人材を配置できること。<br>②利用者の利便性を図るため、あい・ぽーと麹町（旧麹町保育園仮園舎）と、適宜区内関連施設において相談業務を実施できること。<br>あい・ぽーと麹町は、保育事業も含め建物全体を下記事業者が管理運営している。また、「子育て支援コーディネーター養成講座」を実施し人材育成を行っている。このため、保育園管理とコーディネーター事業を一体的に運営できるのは下記事業者に限定される。<br>以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 特定非営利活動法人 あい・ぽーとステーション<br>住所 東京都港区西麻布2丁目24番25-509号   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日  |
| ※ 契約金額           | 10,488,500 円（消費税を含む）  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで  |
| 担当課              | 子ども部 児童・家庭支援センター  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

285

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 子ども在宅サービス事業（子どもショートステイ・乳児院）   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・ <u>委託</u> 、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 保護者が、出産・疾病等により児童を自宅で養育することが困難になった場合、当該児童を千代田区子どもショートステイ事業実施要綱第2条により、児童福祉法第37条に規定する乳児院において24時間体制で短期間継続して預かり養育することにより、区民の子育て支援を行い、児童福祉の向上を図る。   |
| 選定理由             | 本事業は平成24年度から事業を開始したものである。<br>実施に当たっては、①365日通年の24時間体制で短期間継続して預かり養育可能な施設であること②近距離で0歳からの乳幼児を専門に保育する施設であること、などが求められ、下記法人が千代田区に最も近い施設である。<br>契約の目的達成には、能力その他の複数の条件を満たすことを要し、近隣区で全ての条件を満たす者が1者に特定されるものである。<br>また、前年度の業務成績は良好である。<br>以上の理由により下記法人を契約相手に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 社会福祉法人 二葉保育園 二葉乳児院<br>住所 東京都新宿区南元町四番地  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日  |
| ※ 契約金額           | 5,614,242 円 (消費税を含む)<br>※ <del>総価単価</del> 契約のため、契約金額は支出限度額  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日   |
| 担当課              | 子ども部児童・家庭支援センター   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | ふるさと納税ポータルサイト「ふるなび」の利用   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品 <b>委託</b> その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | ふるさと納税ポータルサイトの運用・管理、寄附の受入れ等  |
| 選定理由             | ふるさと納税ポータルサイトの「ふるなび」は、掲載自治体数が多く認知度が高いことから、広く寄附を募ることが可能であるため、上記サイトを利用する。<br>「ふるなび」は、株式会社アイモバイルが運営するサイトであり、その他の事業者が受託することはできない。<br>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 株式会社アイモバイル<br>住所 東京都渋谷区渋谷三丁目 26 番 20 号  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 300,000,000 円 (消費税を含む)<br><del>※総額等</del> 契約のため、契約金額は支出限度額   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで  |
| 担当課              | 政策経営部総務課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」の利用  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | ふるさと納税ポータルサイトの運用・管理、寄附の受入れ等   |
| 選定理由             | ふるさと納税ポータルサイトの「ふるさとチョイス」は、掲載自治体数が多く認知度が高いことから、広く寄附を募ることが可能であるため、上記サイトを利用する。<br>「ふるさとチョイス」は、株式会社トラストバンクが運営するサイトであり、その他の事業者が受託することはできない。<br>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 株式会社トラストバンク<br>住所 東京都品川区上大崎3-1-1   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日  |
| ※ 契約金額           | 105,500,000 円 (消費税を含む)<br>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで   |
| 担当課              | 政策経営部総務課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 商工融資システムに係る保守業務   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・ <u>委託</u> 、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 商工融資システムを円滑に運営するため、各種障害時に迅速に対応する保守業務を行う。  |
| 選定理由             | 1 プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始）<br>（令和5年1月30日付 4千地商観発第403号）<br>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要領第8条<br>第4号<br>3 継続年数 3年目<br>4 評価 良好<br>業務成績良好のため、引き続き令和7年度においても下記事業者<br>を契約の相手方に選定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 株式会社オレンジーチ<br>住所 東京都台東区上野五丁目25番11号<br>大和上野ビル6階   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7年 4月 / 日  |
| ※ 契約金額           | 1,485,000 円（消費税を含む）   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで   |
| 担当課              | 地域振興部 商工観光課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 千代田区防災行政無線保守点検等業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 災害時の正確な情報伝達手段として、小中学校等の区施設・区立公園・民間協力建物等に設置している防災行政無線機器の保守点検・修理等を行う。  |
| 選定理由             | 防災行政無線機器類は、ハード、ソフトの総合的な運用管理が前提となる。本件の機器は、既存の防災無線システムと密接不可分の関係にあり、当該システム及び機器の納入者以外に保守点検・修理を行わせると、既存の防災無線の運用に著しく支障が生じる恐れがある。以上の理由により、防災行政無線の納入業者である下記業者を契約の相手方として指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 田中電気株式会社<br>住所 千代田区外神田1-15-13   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日   |
| ※ 契約金額           | ※ 単価 4,653,990 円 (消費税を含む)<br>※ 印 契約のため、契約金額は支出限度額  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日  |
| 担当課              | 政策経営部災害対策・危機管理課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 千代田区会館施設予約システム用オンライン決済サービス利用   |
| 種類               | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・委託、 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span>  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 現在、千代田区会館施設予約システムにおいて、区民の利便性向上のため施設使用料をオンライン上で収納受付を行っている。その運用のため施設予約システムと連携可能なオンライン決済代行サービスを利用する。  |
| 選定理由             | <p>プロポーザル方式により選定された、富士通 Japan 株式会社提供千代田区会館施設予約システムは、ソニーペイメント株式会社の提供するオンライン決済サービスにパッケージ標準機能で連携及び対応している。</p> <p>下記事業者以外のオンライン決済代行サービスと連携するためには、ゼロからシステム構築する追加の工期及び高額なコストがかかることが確認された。</p> <p>上記理由により、本業務については下記業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方           | <p>名 称：ソニーペイメントサービス株式会社</p> <p>住 所：東京都港区高輪 1-3-13<br/>NBF 高輪ビル 6 階</p>   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 1,826,616 円 (消費税を含む)<br>※ 総額は契約のため、契約金額は支出限度額  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日 まで  |
| 担 当 課            | 地域振興部 万世橋出張所   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

420

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 放課後子ども教室(体験)「ドッチビー教室」業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 「ドッチビー」とは、円盤を投げるスポーツ「フライングディスク」の安全性を高め、より手軽に楽しめるような形で近年広がりを見せている遊び・スポーツである。<br>放課後子ども教室の体験活動として、安全で、小学生にも手軽に楽しめる遊び・スポーツである「ドッチビー教室」を実施する。  |
| 選定理由             | 本業務を実施するためには、ドッチビー指導の資格を持った指導員を適切な人数確保する必要がある。また、下記事業者は、ドッチビー指導員の養成や講習会の開催、大会の主催等を行う事業者であり、資格を持った指導員が所属する唯一の事業者である。<br>以上の理由から、下記事業者を指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 一般社団法人日本ドッチビー協会<br>住所 千代田区神田神保町2-46-302   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 8 日   |
| ※ 契約金額           | 1,342,000 円 (消費税を含む)<br>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額  |
| 契約期間             | 契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで  |
| 担当課              | 子ども部 児童・家庭支援センター   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 高齢者あんしんセンター及び高齢者総合サポートセンター相談拠点の業務（麴町地域）  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品 <u>委託</u> 、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 介護保険法第115条の46第1項の規定により、包括的支援事業等の業務を社会福祉法人に委託し、受託した法人が地域包括支援センター及び高齢者総合サポートセンターを運営する。   |
| 選定理由             | 1 プロポーザル年度 令和5年度<br>(令和5年8月24日 5千保在支発第311号(令和6年度開始))<br>2 該当<br>千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第6号<br>3 継続年数 2年目<br>4 評価 良好<br>業務成績は良好のため、令和7年度もプロポーザルによって選定された下記法人を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 社会福祉法人 東京栄和会<br>住所 東京都江戸川区西葛西8-1-1  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7年 4月 1日  |
| ※ 契約金額           | 130,218,400 円 (消費税を含む)   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで  |
| 担当課              | 保健福祉部 在宅支援課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

342

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 千代田保健所機械警備業務   |
| 種類               | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品 <u>委託</u> ・その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 千代田保健所における火災・盗難・設備（給排水設備・ガス設備・電気設備）その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報・監視を行う。                               |
| 選定理由             | 千代田保健所は、平成 22 年度に下記業者製造の警備用機器類を設置した。<br>この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和 6 年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名 称 国際セーフティ株式会社 東京事業本部<br>住 所 東京都千代田区内神田 3 丁目 6 番 2 号<br>ア-バンネット神田ビル 5 階   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 594,000 円（消費税を含む）  |
| 契約期間             | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日  |
| 担 当 課            | 保健福祉部地域保健課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。



## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 四番町図書館資料の保管業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | (仮称) 四番町公共施設整備により新四番町図書館が整備されるまでの期間、四番町図書館所蔵資料の保管を民間業者に委託する。   |
| 選定理由             | 下記業者は令和元年度の契約案件において、見積競争により保管業務を含む移転業務の委託業者として選定され、令和6年度まで引き続き資料の保管業務を担った事業者である。<br>また、令和元年度から6年度までの資料の保管状況は良好であり、下記業者以外に業務を委託した場合、保管施設の変更に伴う経費が新たに必要になることから、引き続き下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 日本通運株式会社 東京支店<br>住所 東京都千代田区神田和泉町2番地   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 6,932,288 円 (消費税を含む)<br>※ 契約のため、契約金額は支出限度額   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで  |
| 担当課              | 地域振興部 文化振興課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 特別区民税・都民税課税資料データパンチ業務   |
| 種類               | 委託  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | <p>令和7年度特別区民税・都民税の賦課及び徴収に必要不可欠な課税資料(※1)の情報を、千代田区が使用している総合住民サービスシステムの仕様に沿って入力(パンチ)し、パンチデータを税務課が指定する総合住民サービスシステム内のフォルダに格納する。</p> <p>(※1)給与支払報告書、住民税申告書、電子申告分および紙申告分の両方を含む。</p>  |
| 選定理由             | <p>下記業者は、個人住民税システムを含む本区の基幹システムの運用保守委託先業者であり、パンチデータのエントリープログラムの作成、事前検証、個人住民税システムへのエントリー及びエントリー後の確認等を一連の業務として円滑に行い、個人情報を含む情報の取扱いについては、安全・確実に実施する(パンチデータをCD等の外部記録媒体を介さず直接基幹システム内のフォルダに格納する等)ことのできる唯一の業者である。</p> <p>また、課税資料の読取システム導入により、基幹系システム基盤上のサーバーで管理されるスキャンデータを使用し、同サーバー上で原票の送信、パンチデータの受信を行うことができるのは運用保守委託先業者のみである。</p> <p>以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方           | <p>名称 株式会社 電算</p> <p>住所(所在地) 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6</p>   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日  |
| ※ 契約金額           | <p>618,585 円 (消費税を含む)</p> <p>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額</p>  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和7年5月31日まで   |
| 担当課              | 地域振興部 税務課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 人材情報システムの保守  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 人材情報システムのアプリケーションパッケージ等のソフトウェアについて安定的かつ正常な稼動を可能とする体制を全庁に提供し、予期せぬ障害や災害等の対応を行う。  |
| 選定理由             | 人材情報システムの保守業務については、同事業者により情報システム課内の仮想サーバ上に構築した情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。<br>令和6年度の業務成績は良好なため、引き続き令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 会社名：コムコ株式会社 ソリューション営業部<br>所在地：東京都文京区湯島3-24-11 湯島北東ビル   |
| ※ 契約年月日          | 令和 17 年 4 月 / 日  |
| ※ 契約金額           | 1,188,000 円 (消費税を含む)   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日  |
| 担当課              | 政策経営部人事課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 富士見出張所・区民館機械警備業務   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・ <u>委託</u> 、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 富士見出張所・区民館における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。                                       |
| 選定理由             | 本出張所・区民館は、平成13年5月から下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。<br>この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和6年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 株式会社 富士保安警備<br>住所 東京都墨田区両国2-16-5  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 660,000 円 (消費税を含む)   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日  |
| 担当課              | 地域振興部 富士見出張所   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 屋外広告物等実態調査業務（屋外広告物及び看板等の安全推進）  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | <p>屋外広告物の掲出実態を調査し、未申請物件の申請促進及び、許可基準不適合物件と落下等の公衆に危害を及ぼす恐れのある物件の是正指導を行うための基礎資料を作成する。また、区で運用する占用総合管理システム（以下、「本システム」という。）に得られた情報を反映し、データの更新作業を実施する。</p> <p>令和6年度に第I期対象地区で実施した調査に引き続き、令和7年度の本業務において昨年度調査対象としなかった地区の調査を実施する。</p>   |
| 選定理由             | <p>屋外広告物等実態調査は現地に出向き、直接、対象となる広告物を視認・観測し、安全性について判断するとともに未申請物件の確認を行うものである。</p> <p>安全点検は、基本的に視認により安全性を確認するため、判断をする上での基準・尺度のありかたや技術的な力量等が調査結果に大きく影響する。よって、昨年度の調査との統一性を持たせるために引き続き同一事業者により実施する必要がある。</p> <p>さらに当該調査結果に関してはデータを日常業務で活用するため占用総合管理システムに入力する必要があり、データの取り込みプログラムを新たに作成する経費が必要となる。このため、現に履行中の調査会社でありシステム開発者でもある事業者により履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる。</p> <p>以上の理由により下記事業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方           | <p>名称 株式会社ヤチホ</p> <p>住所 東京都新宿区市谷本村町3-22</p>  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日   |
| ※ 契約金額           | 39,534,000 円（消費税を含む）   |
| 契約期間             | 契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで  |

## 特命随意契約理由書

164

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 千代田区妊婦支援事業用育児パッケージの購入  |
| 種類               | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品 <b>物品</b> ・委託、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から妊婦面談（ままばば面談）を実施し、同時に育児パッケージとしてこども商品券を配付する。  |
| 選定理由             | <p>育児パッケージの配付時期が、妊娠初期から出産直前までと、個人によって大きく異なり、また流産の場合も対象となる。よって、妊娠期から子育て期に特化しつつも、利用者が品物等を幅広く選択できる利便性を有する商品券である必要がある。</p> <p>下記事業者が発行するこども商品券は、有名百貨店、玩具専門チェーン店、ベビー・子供服ショップなどの全国の加盟店で使用できるほか、タクシー券の用途としても使用することができる。市販されている商品券で唯一、妊娠期から子育て期向けの品物・サービスとの交換に用途を限定しており、本事業の対象として最適である。また、調達にあたっては、発行元である下記業者から直接購入することにより、取扱店よりも安価に購入することが可能となる。</p> <p>以上の理由により、下記業者を指定する。</p> |
| 契約の相手方           | <p>名 称：株式会社トイカード</p> <p>住 所：東京都台東区駒形 2-4-11 ヨシクニ駒形ビル 8F</p>  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 7,227,000 円（非課税）<br><b>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額</b>   |
| 契約期間             | 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日  |
| 担当課              | 保健福祉部 保健サービス課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 旧九段中学校管理及び清掃業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 広場の開閉場、設備の点検、利用者の見守り及び清掃等管理業務   |
| 選定理由             | 本件は、旧九段中学校を子どもの遊び場として使用するため、管理及び清掃業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に合致する業務であり、高齢者であっても容易に従事可能なものである。また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。<br>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター<br>住所 千代田区九段南1-6-10  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日  |
| ※ 契約金額           | ※ 単価 8,462,362 円（消費税を含む）<br>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで   |
| 担当課              | 子ども部子育て推進課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 広場管理及び清掃等業務   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 広場の開閉場、設備の点検、利用者の見守り及び清掃等管理業務   |
| 選定理由             | <p>本件は、衆議院九段議員宿舍跡地を子どもの遊び場として使用するため、管理及び清掃業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に合致する業務であり、高齢者であっても容易に従事可能なものである。また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方           | <p>名称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター</p> <p>住所 千代田区九段南 1-6-10</p>  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日  |
| ※ 契約金額           | 544051 円（消費税を含む）<br>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額   |
| 契約期間             | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで   |
| 担当課              | 子ども部子育て推進課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 病児・病後児保育実施業務（のびすこキッズケア）  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・ <u>委託</u> 、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 病児・病後児保育は、病気の回復期に至っていない又は病気の回復期にある児童を、集団保育を行うことが困難な期間において、一時的に預かり保育を行うことにより、保護者の就労支援を図る事業である。  |
| 選定理由             | 共働き世帯が増加する中、令和6年1月に区が実施した「区民ニーズ調査」の結果からも病児保育のニーズは高くなっているが、現在、区が行政サービスとして区内に整備している病児保育施設は当該施設のみである。当該施設は、小児科専門医が常駐する医療機関に併設しており、医師による保育前の診察や保育中の回診、応急処置がスムーズに行えるほか、保護者の同意の下で吸入や点滴等の医療行為も対応可能であるため、保護者満足度の高いサービス提供がされている。千代田区の医師会会員の小児科専門医が常駐する医療機関で、千代田区病児・病後児保育実施要綱第5条の施設基準を満たす病児保育室を併設している施設は以下の事業者のみである。<br>以上の理由により、以下の事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 医療法人社団Nobisuko<br>住所 東京都千代田区一番町4番地 プルミエール一番町1階  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 16,281,100 円 (消費税を含む)<br><del>※ 従前の契約のため、契約金額は支出限度額</del>  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日  |
| 担当課              | 子ども部 子ども支援課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

368

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 千代田区公衆無線LANサービス撤去業務 (内幸町ホール、アーツ千代田 3331 分)   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他<br>物品：物品・委託、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 内幸町ホール、アーツ千代田 3331 に公衆無線LAN設備を設置し、来訪者等に情報提供・発信を行っているところであるが、建物改修工事等により、公衆無線LANアクセスポイント等の撤去を行う。   |
| 選定理由             | 平成 27 年度から、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が提供するアプリケーション「Japan Connected-free Wi-Fi」で千代田区公衆無線LANサービス (CHIYODA Free Wi-Fi) を開始した。開始するために、アプリケーション提供事業所のグループ事業者である下記事業者がアクセスポイント等の環境整備の施工を実施した。<br>機器の撤去においては、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、既存システムの運用事業者以外の者に機器の設定変更・撤去等を履行させると既存の公衆無線LANの運用に著しく支障が生じる恐れがある。<br>以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 東日本電信電話株式会社 東京事業部<br>住所 東京都港区西新橋三丁目 2 番 8 号   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 1,485,000 円 (消費税を含む)   |
| 契約期間             | 契約締結日の翌日から令和 7 年 7 月 31 日  |
| 担当課              | 政策経営部 情報システム課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 営繕積算システム賃貸借  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、 <u>その他（賃貸借）</u>  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 積算業務の合理化・省力化を図るために、営繕積算システム（「RIBC2」）のライセンスの貸与と新年度単価等のデータ購入を行う。   |
| 選定理由             | 導入年度 平成 20 年度<br>営繕工事経費積算は、東京都財務局で示される工事積算単価及び仕様を使用して積算するものであり、下記の事業者がシステムを開発し提供している。このため、システム開発、統一データ提供など全ての条件を満たすものが1者に特定されるものである。<br>以上の理由から、下記事業者を契約の相手方として指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 一般財団法人 建築コスト管理システム研究所<br>住所 東京都港区西新橋 3-25-33  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日   |
| ※ 契約金額           | 1,003,200 円（消費税を含む）  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで   |
| 担当課              | 政策経営部施設経営課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 議事録作成支援システム保守業務  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 会議や打ち合わせにおいて録音した音声データを基に、音声認識技術を実装したソフトウェアにより自動テキスト化(文章化)するシステムの保守業務(AIエンジンの学習を含む)を行うものである。  |
| 選定理由             | 導入年度：令和2年度<br>下記事業者は、本システム及び音響機器を導入した事業者である。情報処理システム等の維持管理で、現行のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明、故障修理などの対応が困難になるなど、業務の履行が達成できない。<br>以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 株式会社 会議録研究所<br>住所 東京都新宿区市谷砂土原町1-2-34  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7年4月1日  |
| ※ 契約金額           | 792,000 円(消費税を含む)  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで  |
| 担当課              | 政策経営部 情報システム課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

343

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | ベビーシッター利用支援(一時預かり利用支援)事業関連業務   |
| 種類               | 工事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品:物品・ <del>委託</del> その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 民間事業者の電話対応や書類審査事務のノウハウを活用し、もって子育てサービスの充実を図ることを目的に、ベビーシッター利用支援事業関連業務を委託する。  |
| 選定理由             | 1 プロポーザル年度 令和5年度<br>(令和5年11月24日 5千子児家発0661号)<br>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号<br>3 継続年数 3年<br>4 評価 良好<br>業務成績良好のため、令和7年度においてもプロポーザルにより選定された下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 法人名 : 株式会社パソナライフケア<br>所在地 : 東京都港区南青山3-1-30   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 / 日   |
| ※ 契約金額           | <del>※総印</del> 15,140,400 円 (消費税を含む)<br><b>※総印のため、契約金額は支出限度額</b>   |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日  |
| 担当課              | 子ども部児童・家庭支援センター  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 千代田区中小企業景況調査データ等の購入   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品 <u>物品</u> 委託、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 千代田区内で信用金庫と取引のある中小企業から無作為に選出した事業所を対象に、四半期ごとに景況に関する聞き取り調査を行うことにより、区内中小企業の景況感を把握し、区の中小企業振興施策に反映させる。   |
| 選定理由             | 下記事業者は、都内全域で 23 の信用金庫を傘下に置き、地域経済の発展に貢献している。信用金庫は、地域に根差した身近な金融機関として、日々積極的に地域内の中小企業と接触し、動向を把握している。信用金庫営業店が約 1 万件もの事業所に出向いて直接調査した正確で詳細な企業情報は、千代田区の景況を分析するのにきわめて有用な基礎データである。<br>下記事業者は、上記の企業情報を集積できる唯一の機関であることから、契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 一般社団法人東京都信用金庫協会<br>住所 東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号信用金庫会館京橋別館 12 階   |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日  |
| ※ 契約金額           | 1,100,000 円 (消費税を含む)  |
| 契約期間             | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日まで   |
| 担当課              | 地域振興部 商工観光課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号   |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

361

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 区立学童クラブ入退室管理システム保守業務  |
| 種類               | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・ <u>委託</u> その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 区立の学童クラブに児童の入退室管理や保護者との連絡機能を有したシステムを導入し、児童の安全性の向上、保護者の利便性の向上、正確かつ迅速な情報の共有を図り、継続的かつ安全・安心な学童クラブ運営を行うことを目的に、区立学童クラブ入退室管理システム導入業務を委託する。 |
| 選定理由             | 1 プロポーザル年度 令和6年度<br>(令和6年11月11日 6千子児家発第1198号)<br>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号<br>3 継続年数 2年目<br>プロポーザルにより選定された下記業者を契約の相手方に指定する。   |
| 契約の相手方           | 法人名 : ラインズ株式会社<br>所在地 : 東京都新宿区西早稲田2-20-15 高田馬場アクセス  |
| ※ 契約年月日          | 令和 7 年 4 月 1 日  |
| ※ 契約金額           | 578,160 円 (消費税を含む)  |
| 契約期間             | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで   |
| 担当課              | 子ども部児童・家庭支援センター   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |   |
|------------------|---|
| 件名               | 投票用紙自動交付機の購入  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品 <u>物品</u> 委託、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概要               | 投票用紙を1枚ずつ正確かつ迅速に選挙人に交付するために、投票用紙自動交付機を購入する。   |
| 選定理由             | 投票用紙を1枚ずつ正確かつ迅速に選挙人に交付し、適切な選挙運営を行うためには、下記の条件を満たす投票用紙自動交付機が必要となる。<br>(1) 投票用紙を識別し、他の選挙の投票用紙を誤交付しない機能(カラーセンサー機能)<br>(2) 投票終了後、電源スイッチを切っても投票用紙が機内に残っていた場合に、投票用紙を強制排出する「取り忘れ防止機能」<br>(3) 給紙部に積載された投票用紙の給紙ミスを効果的に防止する機能<br>上記の条件について全ての条件を満たす製品を販売する業者は下記業者に限定される。以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 株式会社ムサシ 東京第一支店<br>住所 東京都中央区銀座8丁目20番36号   |
| ※ 契約年月日          | 令和7年4月1日  |
| ※ 契約金額           | 6,270,000 円 (消費税を含む)  |
| 納入期限             | 令和7年5月15日   |
| 担当課              | 選挙管理委員会事務局  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。